

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に関する Q&A

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に関する Q&A を一覧表にしました。届出に際し、不明な点がある場合は参考にしてください。Q&A にない状況で判断に困った場合は、介護保険課給付グループにお問い合わせください。

Q 1. 申請書類はいつまでに提出したらよいですか？

A 1. 原則、貸与開始前に提出してください。申請漏れがあった場合は、早急に提出してください。
※例外給付の有効期間の開始日は、居宅サービス（介護予防サービス支援）計画書に位置付けられた貸与開始日からとなりますが、医師の医学的な所見を入手し、サービス担当者会議等で例外給付の必要性を検討した日までしか遡ることができませんのでご注意ください。

Q 2. 要介護認定新規・区分変更・更新申請中に、申請書類を提出することはできますか？

A 2. 要介護認定結果が決まっていない場合は、市として例外給付の必要性について確認できないため、申請を受け付けることができません。認定結果が決まってから申請してください。ただし、医師の医学的な所見の入手やサービス担当者会議等は、必ず貸与開始前に行ってください。

Q 3. 要介護認定新規・区分変更・更新申請中に、軽度者には該当しない見込みで例外給付対象種目となる福祉用具の貸与を開始していたが、認定の結果軽度者に該当することとなった場合、どうしたらよいですか？

A 3. 「回答 1」のとおり、貸与開始前に医師の医学的な所見を入手し、サービス担当者会議等で例外給付の必要性を検討している場合に限り算定が認められます。申請書類を提出することで、居宅サービス（介護予防サービス支援）計画書に位置付けられた貸与開始日から算定が可能です。

Q 4. 一度手続きをすれば貸与を受け続けることができますか？

A 4. 承認の有効期間は認定期間を基準としています。区分変更や認定更新時には改めて手続きが必要になります。

Q 5. 既に一宮市から決定通知を受けている方で、区分変更申請や更新申請の結果、介護度が変わらない場合でも再申請は必要ですか？

A 5. 継続して福祉用具貸与を受ける場合、区分変更申請や更新申請時には初回同様の判断・確認手続きを行う必要があります。例外給付の期間終了までに、継続利用の必要性について医師の医学的な所見を踏まえサービス担当者会議等を開催してください。

Q 6. 既に一宮市から決定通知を受けている方で、転居等により利用者の担当事業所が変わる場合は、再申請をする必要はありますか？

A 6. 再申請をする必要があります。なお、医師の医学的な所見を示す書類(主治医意見書、医師の診断書等、医師から聴取した所見の記録)は、変更前担当事業所のケアマネジャーが市に申請した際に添付したものを入手し、再申請時の添付資料とすることは可能です。ただし、記載日または聴取日がサービス開始日から概ね6か月以内のものに限ります。サービス担当者会議の要点と居宅サービス(介護予防サービス支援)計画書は、変更後担当事業所のケアマネジャーが作成したものを添付する必要があります。

Q 7. 転入前の他市町村で確認を受けている場合、転入後一宮市へ申請をする必要はありますか？

A 7. 転入後、一宮市へ申請をする必要があります。

Q 8. 要支援1・2の利用者について、介護予防支援業務を居宅介護支援事業所へ委託している場合、申請者は受託した居宅介護支援事業所になりますか？

A 8. 受託した居宅介護支援事業所になります。

Q 9. 福祉用具貸与を開始した後、例外給付の申請をする前に利用者本人が死亡した場合、申請をすることは可能ですか？

A 9. 死亡する前に、医師の医学的な所見を踏まえたサービス担当者会議等が行われ、必要な書類が整っていれば、申請をすることは可能です。

Q 10. 要介護認定新規・区分変更・更新申請中に福祉用具を貸与していた場合、提出書類の「居宅サービス(介護予防サービス支援)計画書」は、暫定ケアプラン・確定ケアプランのどちらを提出すればよいですか？

A 10. 暫定ケアプラン及び確定ケアプランの両方を提出する必要があります。

Q 11. 認定日前に利用者本人が死亡したため、サービス担当者会議の開催をしておらず、確定ケアプランに同意がもらえていない場合はどうしたらよいですか？

A 11. サービス担当者会議は開催しなくてもよいが、電話で家族から同意を得て、確定ケアプランに同意を得たことと同意を得た日にちを記録するか、家族から同意日と同意のサインをもらう必要があります。医師の医学的な所見を示す書類と暫定時のサービス担当者会議の記録、暫定ケアプラン、確定時のサービス担当者会議の開催ができない旨を記載した居宅介護支援経過等と確定ケアプランを添付して申請をしてください。

Q 1 2. 基本調査の直近の結果、「厚生労働大臣が定める者の要件」に該当する場合、申請をする必要はありますか？

A 1 2. 必要ありません。軽度者の申請は、基本調査の結果では要件に該当しないが、【福祉用具の例外給付の対象となる状態像】の基準（１）～（３）〔別添案内１の表２を参照〕のいずれかに該当する場合に、申請をする必要があります。

Q 1 3. 「特殊寝台及び特殊寝台付属品」において、（一）日常的に起き上がりが困難な者、（二）日常的に寝返りが困難な者、における基本調査の結果として、一方で「３．できない」に該当していれば市への申請は不要となりますか？また、基本調査の結果で要件に該当する場合は、医師の医学的な所見を入手しておく必要はありますか？

A 1 3. 一方で「３．できない」に該当していれば市への申請は不要です。また、基本調査の結果で要件に該当する場合は、医師の医学的な所見を入手しておく必要はありません。

Q 1 4. 医師の医学的な所見を得るための照会はどうに行うのですか？

A 1 4. 書面、F A X、電子メール等による照会に加え、電話等による聴取も可能です。電話等により聴取を行った場合は、事業所作成の任意様式に記載してください。（聴取日、方法、内容、病院名、医師名、居宅介護支援事業所名等と担当ケアマネジャー名の記載が必要になります。）

Q 1 5. 医師から必要な情報を得られません。どうしたらよいですか？

A 1 5. 例外給付が特に必要であると判断されるためには、医師の医学的な所見が不可欠であるため、情報不足として例外給付の対象となりません。なお、電話等での意見聴取の場合、ケースワーカー等の医療機関の関係者を通じて医師の意見を聴取することは可能です。（この場合は聴取した相手方の氏名等も記録してください。）

Q 1 6. 医師の医学的な所見を、利用者本人又は利用者家族から聴取することは可能ですか？

A 1 6. 医師又は当該医師の所属する医療機関の関係者以外の者を通じて聴取することは、認められません。

Q 1 7. 医師の医学的な所見を得た後に、サービス担当者会議の要点（第４表）には、どのように記載をすればよいですか？

A 1 7. ①医師の医学的所見〔確認した日付と病院名、医師名、確認方法（面会・電話等）、診断名等に起因する状態〕、②医師の医学的所見に基づき必要性の判断、③本人・家族の意向、④サービス担当者会議での必要性の検討などを記載してください。

Q 1 8. 主治医意見書を作成した主治医と異なる医師から医学的な所見を聴取してもよいですか？

A 1 8. 福祉用具を必要としている状態を判断できる医師の所見であれば、主治医と異なる医師から聴取をすることも可能です。

Q 1 9. 医師の医学的所見の確認書類で、医師に記載を依頼する際に注意してもらうことはありますか？

A 1 9. 診断名のみの記載や福祉用具の必要性のみの記載では足りず、【福祉用具の例外給付の対象となる状態像】の基準（１）～（３）〔別添案内１の表２を参照〕のいずれかに該当することについて、明確に判別できる内容を記載してもらってください。例えば、「〇〇〇（疾患名）により、特殊寝台を必要と判断します。」という形での意見記載では認められない場合があります。

Q 2 0. やむをえない理由によりサービス担当者会議を行うことができなかった場合は、どうしたらよいですか？

A 2 0. サービス担当者会議に準じた意見照会等を行い、福祉用具貸与が適切なマネジメントの結果、必要であることを記録した書面（居宅介護支援経過、サービス担当者会議の要点等）を添付資料として提出してください。なお、その記録した書面には、医師の医学的な所見や医師名などを記載してください。

Q 2 1. 福祉用具貸与にあたりサービス担当者会議を開催しましたが、緊急であったため医師の意見聴取が担当者会議に間に合わなかったが、担当者会議後に医師の意見を聴取できた場合、通常どおり例外給付の申請は可能ですか？

A 2 1. サービス担当者会議開催日より後の日付で医師の医学的な所見を示す書類を受領した場合、医師の医学的な所見を示す書類の日付が利用者の同意日（居宅サービス計画同意の日付）よりも前であれば申請は可能です。ただし、サービス担当者会議は利用者の状況等に関する情報を当該担当者と共有するとともに専門的な見地からの意見を求め調整を図る場であるため、緊急でない場合は事前に医師の意見を聴取しておくよう留意してください。

Q 2 2. 先日、例外給付の申請後に、一宮市から承認をもらい特殊寝台及び特殊寝台付属品の利用を開始していたが、追加で体位変換器も利用したいと利用者から希望があった場合、改めて手続きを行う必要はありますか？

A 2 2. 改めて手続きを行う必要があります。居宅サービス（介護予防サービス支援）計画書に新しい品目を位置づけるため、計画書の内容も変わります。サービス担当者会議も改めて開催する必要があるため、初回同様の判断・確認手続きを行う必要があります。

Q 2 3. 例外給付の決定通知書はどこに送付されますか？

A 2 3. 申請者である担当ケアマネジャー宛に送付します。
なお、申請書類に不備等がなければ、決定通知書は申請書類を受領後、概ね１週間程度で送付します。

Q 2 4. 区分変更申請で介護度が変わらず却下となった場合の認定調査票（基本調査）は有効ですか？

A 2 4. 直近の結果を用い、その可否を判断するため有効です。ただし、取り下げの場合は その認定調査票を有効とはみなしません。